

## 条 例

議会の議決を経た「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例」  
をここに公布する。

令和8年3月25日

千曲市長

千曲市条例第4号

## 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成15年千曲市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第3条第4項」を「第3条第4号」に、「給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当」を「千曲市一般職の職員の給与に関する条例（平成15年千曲市条例第42号）第2条に規定する給与」に改める。

第5条中「（平成15年千曲市条例第42号）」を削る。

第8条中「給料」を「企業職員である派遣職員にあつては千曲市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成24年千曲市条例第4号）第2条に規定する給与（退職手当を除く。）を、単純労務職員である派遣職員にあつては給料」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。